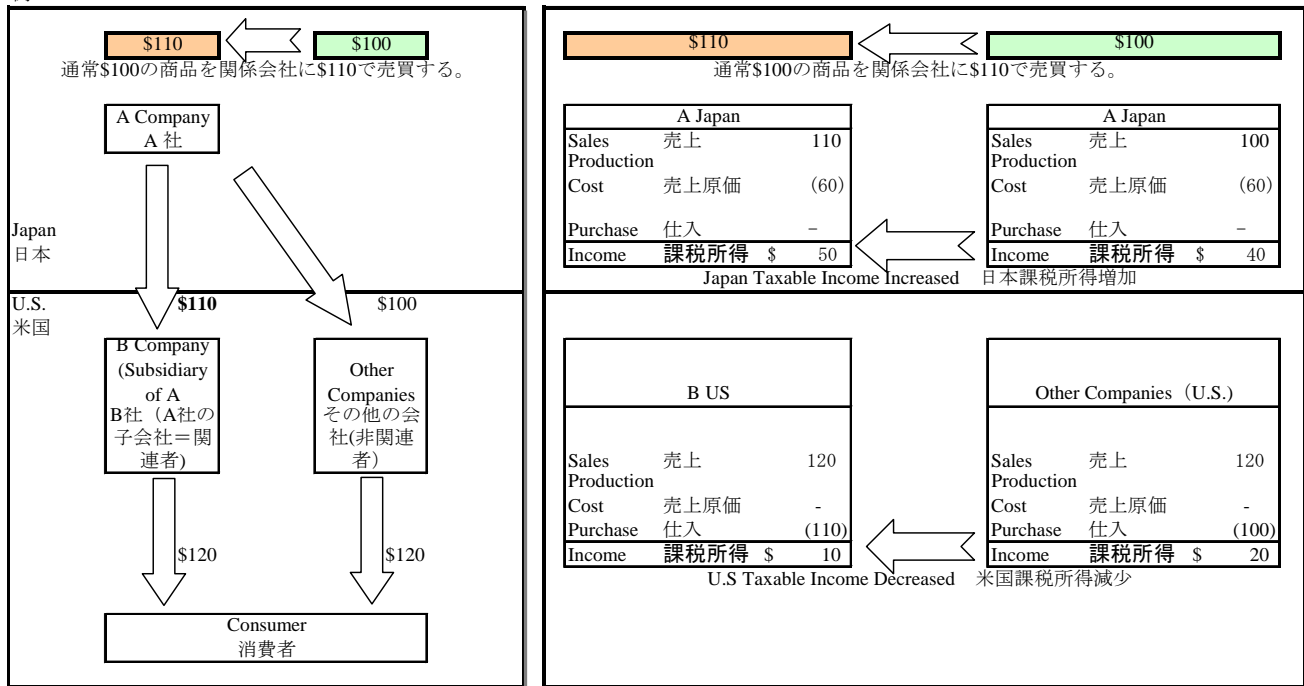


## 移転価格税制

例2



上記取引のように、親会社である A 社（日本）と B 社（米国）が、通常\$100で米国に輸入されている商品を故意に\$110の価格で輸入して米国内で\$120で販売する。このような関係会社間の恣意的な販売価格取り決めによって、米国における課税所得が減り、米国での課税額を低くすることが可能性となる。米国ではこのような恣意的な納税回避行為に注目し、「関係会社間取引の移転価格が、第三者間の取引価格と同等でなければならない」として、細かい法遵守の規定と違反した際の厳しい罰則規定を設けている。法遵守に関する規定は、内国歳入法 482 条によって、また、具体的な法遵守の手順や詳細は内国歳入規則§1.482-1 から§1.482-8 に述べられている。さらに、罰則に関しては内国歳入規則§1.6662-6 に規定されている。